京都府中学校体育連盟 会 長 野川 晋司

第75回京都府中学校総合体育大会実施要項 バスケットボールの部

- 1 主 催 京都府中学校体育連盟 京都府教育委員会 京都市教育委員会 亀岡市教育委員会 (公財)京都府スポーツ協会
- 2 主 管 口丹波中学校体育連盟
- 3 後 援 京都新聞
- 4 日 時 令和4年7月29日(金)・30日(土) 予備日:(31日(日)) 開 場 午前 9時00分 監督会議 午前 9時15分 競技開始 午前10時30分 ※開閉会式は実施しない。
- 5 会 場 亀岡運動公園体育館

〒621-0029 **亀岡市曽我部町穴太土渕 33-1** TEL 0771-25-0372 3 1 日 (日) 予備会場 **亀岡市立亀岡中学校** 【 路線バス 京都交通】

★亀岡駅より路線バスで定期的に運行しています。バス停「運動公園前」

<交诵及び付近地図>



- 6 参加資格 (1) 京都府中学校体育連盟に加入し、各ブロック大会で出場権を得たチーム。 年齢は、平成19年4月2日以降に生まれた者に限る。これ以外の生徒が参加を希望 する場合は、6月24日までに京都府中学校体育連盟に大会参加届を提出する。 (その後、府中体連より日本中体連へ報告)
 - (2) 参加資格の特例
 - ア 学校教育法134条の各種学校について「別記1」のとおり大会参加を認める。 「別記1」参照
 - イ 部員数が少ないため、単独でチーム編成が出来ない中学校(運動部)に対し、救済処置として「京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」により、ブロック大会で出場権を得た合同チームに大会参加を認める。

「別記2・京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」参照

- (3) 本連盟が取得する、個人情報の利用・活用等を行うことについて同意している。
- 7 外部指導者(コーチ等)の大会参加について

原則として外部指導者(コーチ等)は大会に参加できる。ただし、専門部の規約や基本 方針などの独自性を尊重する。この場合の外部指導者(コーチ等)は学校長が認め、 大会本部に届けのあったものに限る。

ア 参加規定

当該校長が人格・指導面において適格者と認めた 20 歳以上の者であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。また、各専門部の「外部指導者(コーチ等)規定」に準じ、指導任務を行うことができる。

イ 審判について

原則として顧問以外の外部指導者(コーチ等)の審判を認める。ただし、専門部の 規定に従い大会本部が認めた者に限る。

- 8 引率者及び監督
 - (1) 参加生徒の引率者・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。その他、外部指導者(コーチ等)については校長の認めた者とする。
 - (2) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者,監督,部活動指導員, 外部指導者,トレーナー等は,部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等によ り任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。 「別記4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照
- 9 参加数 京都市ブロック代表 (4校) 山城地方ブロック代表 (2校) 口丹波ブロック代表 (2校) 中丹ブロック代表 (1校) 丹後ブロック代表 (1校)
- 10 競技規定 (1)競技上のルールは、日本バスケットボール協会競技規則(2021~)及びマンツーマンディフェンス基準規則を適用する。
 - (2) 試合は8分クォーター制(8-2-8-10-8-2-8)のトーナメント方式とし、組み合わせ通り行う。定刻より遅れている場合は試合間 10 分とする。

- (3) 1 チームのエントリーは、コーチ 1 名、A・コーチ 1 名、マネージャー1 名、選手 15 名の計 18 名とし、それ以外はベンチに入れない。
- (4) 試合球は男子公認 7 号球, 女子公認 6 号球とし, 大会本部で用意する。
- (5) ユニフォームは、プログラム番号の小さい方のチームは白色、大きい方のチームを濃色とし、白色チームがオフィシャルの左側のベンチに入ることとする。
- (6) オフィシャルは主催者側で行う。

注意事項

- ア 大会期間中の大会本部は亀岡運動公園体育館とする。なお、学校、保護者とも緊急の場合 以外は体育館に電話をかけないこと。(試合結果や進行状況等には対応できない。)
- イ 体育館フロア内は完全二足制になっているので厳守すること。また、選手の荷物は観覧席 の指定の場所に置き、貴重品については各チームで管理すること。
- ウ 弁当殻・ペットボトル等のゴミは、各チーム責任をもって持ち帰ること。
- エ 開閉会式は実施しない。
- オ 参加チームの入場時刻は両日とも午前9時00分とし、それより早く体育館内に入場しないこと。コート内のアップも午前9時30分以降から、原則コート内で行うこと。
- カ 監督会議は、両日とも午前9時15分から行うので、関係者は必ず出席すること。
- キ 審判打ち合わせは、両日とも午前9時15分から行うので、関係者は必ず出席すること。
- ク 試合時間を1時間30分で設定し、試合終了後に消毒作業を行う。
- ケ コート内は完全入れ替え制とし、試合敗退後は片付けをして帰路に向かうこと。
- コ 大会補助員が不足する場合、出場チームの選手が対応すること。(事前に割り当て)
- 11 表 彰 本大会優勝校には賞状・優勝旗・優勝盾を、準優勝校及び3位校には賞状を授与する。
- 12 申し込み 申込先 〒621-0864 亀岡市内丸 13

亀岡市立亀岡中学校 横山 公彦 宛

TEL 0771-22-0165 FAX 0771-22-1165 E-mail: kutitanbbc@yahoo.co.jp

締切日 令和4年7月26日(火)必着 < Eメール可、原本は当日持参>

- 13 近畿大会出場資格 本大会の上位 2 チームは、京都府代表として近畿大会に出場する権利を得る。 令和 4 年 8 月 5 日(金)・6 日(土) ロートアリーナ奈良 ジェイテクトアリーナ奈良
- 14 組み合わせ 別紙参照
- 15 その他
- (1) 新型コロナウイルスの今後の感染状況の推移により,大会を中止する場合がある。
- (2) 京都府中学校体育連盟新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン及びバスケットボール専門部ガイドラインを遵守すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則、宿泊は行わない。ただし、やむを得ず宿泊を行う場合は、各市町教育委員会の判断を仰ぐこと。
- (4) チームが選手の安全管理上の理由で、トレーナーのフロアでの活動を希望する場合は、所

定の「トレーナー登録申請書」を提出すること。

(5) 府中体連確認事項

- ① 特別警報が発表された、もしくはされている場合には、全ての競技を直ちに中止する。
- ② 大会当日午前7時現在,「暴風警報」が発表されている場合は,自宅等に待機し,大会本部からの連絡を待つこと。
- ③ 大会開催中に「暴風警報」が発表された場合は、原則、実施中の試合は続行し、次の試合以降は延期とする。天気予報や現地の気象状況などに留意し、現地にとどまるかを帰宅するかを専門部で検討する。
- ④ 順延となった場合は、専門部と地元中体連が事後処理を検討し、関係者及び大会本部に連絡する。
- ⑤ その他の警報が発表されている場合についても専門部で検討する。
- ⑥ 台風等の状況を考慮し、事前に大会延期の判断を行う場合がある。その判断は、専門部、地元中体連と協議した上で、京都府中体連本部が行う。

「参加資格の特例」

・「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

- 1 学校教育法 134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に該当顧問 教員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること。また万一の事故 発生に備え傷害保険に加入する等、万全の事故対策を立てておくこと。

・「別記2・京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」

京都府中学校体育連盟の主催する京都府中学校総合体育大会に、部員数が少ないため単独でチーム編成が出来ない中学校(運動部)に対し、大会参加のための救済措置として以下のとおりの規定を設ける。合同チームはあくまでも救済処置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

- 1 各学校の部活動として位置づけられ、学校教育計画に基づいて活動していること。また合同チームは、 大会に向けて合同チームとしての練習会等を実施するとともに、事前に合同チームとしての登録手続きを すること。
- 2 合同チームの各校は、京都府中学校体育連盟の加盟校であること。
- 3 合同チームの大会参加を認めるのは、以下の競技とし、規定の人数を下回った場合のみ合同チームを編成することができる。ただし、2校による合同チームは認めるが、3校以上のチーム編成は認めない。 (2校により合同チームが組めない場合は、この限りでない)

なお、個人戦の実施される競技の団体戦(陸上競技、水泳、スキーのリレーを含む)は対象外とする。

- ・軟式野球(9)・ソフトボール(9)・バレーボール(6)・バスケットボール(5)
- ・サッカー(11)・ハンドボール(7)・ホッケー(6)・ラグビーフットボール(12)※各競技の()内は、規定人数を示す。
- 4 府大会予選としてのブロック大会から、合同チームとして参加していること。また、原則として同一ブロック内による合同チームとするが、地理的な条件等から隣接するブロックのチームと合同チームを編成する場合は、府専門部を通して大会本部の承認を得ること。この場合、参加するブロック大会は、代表校の所属するブロックとする。

なお、代表校とは、合同チーム監督の所属校とする。

- 5 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の2週間前までに代表校が行うこと。このとき、 当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等、部員数が規定数以下であることを証明するものを添付 すること。
- 6 登録チーム名は、校名連記とし、代表校を頭に置くこと。
- 7 参加申し込み手続きは、代表校の校長が行う。
- 8 合同チームの監督は、参加校監督どちらか1名とする。引率者は、それぞれの出場校の校長・教員であること。
- 9 本参加規定は、平成 15 年 5 月 20 日より実施する。(平成 24 年 5 月 14 日一部改正)

「監督等の条件」

・「別記4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、健全な中学校生徒を育成することを目的とし、運動部活動は学校教育の一環であると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力・体罰・セクハラ等の防止策について、以下のとおり監督等の条件を設ける。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

- 1 本連盟が主催する大会における監督等の条件
 - (1) 京都府中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者,監督,部活動指導員,外部指導者(コーチ),トレーナー等(以下「指導者等」という)は,部活動の指導中における暴力等により,任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。
 - (2) 懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は,校長が文書で指導を委嘱し,本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い,監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。
- 2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校(中等教育学校及び義務教育学校を含む)に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

- 3 本連盟の対応
 - (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する。
 - ★後任の補充は,該当地区中体連会長と相談し,該当地区中体連及びブロック中体連から選出する ことを基本とする。
 - (2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。
- 4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

- 5 期間
- (1) 違反行為1回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催全ての大会における指導者当の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする。(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季とする。)

(2) 違反行為2回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

6 本条件は、平成30年4月1日より実施する。